公益財団法人　日鉄鉱業奨学会奨学規程

昭和３９年３月１０日制定　昭和５６年４月１日改正
昭和３９年４月１日施行　昭和６３年４月１日改正
昭和４０年４月１日改正　平成　３年４月１日改正
昭和４３年10月１日改正　平成１１年４月１日改正
昭和４６年４月１日改正　平成１６年４月１日改正
昭和４７年４月１日改正　平成２０年４月１日改正
昭和４８年４月１日改正　平成２４年10月１日改正
昭和４９年４月１日改正　平成２９年４月１日改正
昭和５０年４月１日改正　令和　３年４月１日改正
昭和５１年４月１日改正　令和　４年４月１日改正
昭和５３年４月１日改正

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人日鉄鉱業奨学会の定款に基づく学資の貸与および給付についての事項を定め、その業務の適正、かつ正確な運営をはかることを目的とする。

（奨学生の資格）

第２条　本会が学資を貸与または給付する者は、大学院または大学、もしくは高等専門学校に在学し、学術優秀、品行方正、心身健康で、学資の支弁が困難と認められたものとする。

２　本会から学資の貸与または給付を受ける者を奨学生といい、貸与または給付する学資を奨学金という。

第２章　奨学金の貸与

Ⅰ．貸与奨学金の交付

（貸与奨学生の応募手続）

第３条　奨学金の貸与を受ける奨学生の志願者は、奨学金貸与願書（別紙様式１号）に次の書類を添えて、学年の始めに本会に提出しなければならない。

①　履歴書（写真貼付）
②　住民票謄本または戸籍謄本
③　家族状況調書
④　連帯保証人の年収証明書
⑤　その他に本会が必要とする書類

（貸与奨学生の採用）

第４条　貸与奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、選考委員会（理事会）の選考を経て、会長が決定する。

２　貸与奨学生の採用が決定したときは、これを本人に通知する。

（貸与奨学金に係る誓約書の提出）

第５条　前条の採用通知を受けた貸与奨学生は、連帯保証人と連署の上、誓約書（別紙様式２号）を提出しなければならない。

２　連帯保証人は、本人が未成年の場合は親権者または後見人、成年者の場合は父、母、兄、姉またはこれに代る者でなければならない。

（貸与奨学金の額）

第６条　貸与奨学金の額は、次の２種類とし、本人の希望する額とする。

月額 30,000 円または月額 15,000 円

２　大学新入学の者に限り、本人の希望により、入学準備金として 60,000 円を貸与する。

（貸与奨学金の交付期間）

第７条　貸与奨学金を交付する期間は、次の各号のうち該当する学校の期間とする。

①　大学の正規の最短修業年限。

②　高等専門学校の４年生から卒業までの正規の最短修業年限。

２　修学の中途から交付する場合は、残りの修業期間とする。

（貸与奨学金の交付）

第８条　貸与奨学金は、原則として３ヶ月毎に本人に交付する。

（貸与奨学金の休止）

第９条　貸与奨学生が、次の各号の１に該当すると認められたときは、貸与奨学金の交付を休止、または貸与奨学金の交付期間を短縮することがある。

①　休学または留年したとき。

②　第３０条に定める書類の提出を怠ったとき。

（貸与奨学金の復活）

第１０条　前条の規定により、貸与奨学金の交付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、貸与奨学金の交付を復活することができる。ただし休止されたときから２年経過したときは、この限りでない。

（貸与奨学金の打切）

第１１条　貸与奨学生が、次の各号の１に該当すると認められたときは、貸与奨学金の交付を打切ることがある。

①　傷病のために成業の見込みがないとき。

②　退学したとき、または在学学校で処分を受けたとき。

③　第３１条に定める届出義務を怠ったとき。
④　第９条の休止期間が２年に達したとき。
⑤　第２条第１項に定める奨学生の資格を失ったとき。

（貸与奨学金の辞退）
第１２条　貸与奨学生は、いつでも貸与奨学金の辞退を申し出ることができる。

（奨学金借用証書の提出）
第１３条　貸与奨学生が、次の各号の１に該当するときは、連帯保証人と連署の上、奨学金借用証書（別紙様式３号）を直ちに提出しなければならない。
①　卒業または修了、もしくは貸与奨学金の交付期間が満了したとき。
②　退学したとき。
③　貸与奨学金の交付を打切られたとき。
④　貸与奨学金を辞退したとき。

（貸与奨学金の利息）
第１４条　貸与奨学金には、利息をつけない。

Ⅱ．貸与奨学金の返還

（貸与奨学金の返還）
第１５条　貸与奨学金は、その交付が終了したときから、６ヶ月据置きののち、交付期間の２倍の期間以内に、その全額を返還しなければならない。
２　前項の奨学金は、原則として月賦、半年賦、または年賦の方法によらなければならない。
３　前項の割賦による１年の返還金額は、奨学金の全額を第１項の返還年数で除した金額を下廻ってはならない。
４　奨学金は、いつでも繰上げ返還することができる。

（貸与奨学金の返還の一括請求）
第１６条　正当な事由がなくて、貸与奨学金の返還を怠ったときは、前条第１項に定める最終返還期限の到来前に、返還未済額の全部の返還を、一括請求することがある。
２　第１１条により、貸与奨学金の交付を打切ったときは、前条第１項の規定にかかわらず、直ちに貸与奨学金の全額の返還を請求することがある。

（貸与奨学金の返還猶予）
第１７条　災害、傷病、その他やむを得ない事由のため、貸与奨学金の返還が困難な場合は、返還を猶予することがある。
貸与奨学金の返還猶予を受けようとするときは、その事由に応じて、これを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予

願を提出しなければならない。

（貸与奨学金の返還免除）

第１８条　貸与奨学生および貸与奨学生であったものが死亡し、または心身の障害のため、返還不能となったときは、交付を受けた貸与奨学金の全部、または一部の返還を免除することがある。

返還免除を受けようとするときは、次の各号の書類を添付の上、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

① 死亡に因るときは戸籍謄本、心身の障害によるときはその事実および程度を証する医師の診断書。

② 返還不能の事情を証する書類。

第３章　奨学金の給付

（給付奨学生の応募手続）

第１９条　奨学金の給付を受ける奨学生の志願者は、奨学金給付願書（別紙様式４号）に次の書類を添えて、原則として学年の始めに本会に提出しなければならない。

① 履歴書（写真貼付）

② 住民票謄本または戸籍謄本

③ 家族状況調書

④ 学資負担者（家計支持者）の年収証明書

⑤ その他に本会が必要とする書類

（給付奨学生の採用）

第２０条　給付奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、選考委員会（理事会）の選考を経て、会長が決定する。

２　給付奨学生の採用が決定したときは、これを本人に通知する。

（給付奨学金に係る誓約書の提出）

第２１条　前条の採用通知を受けた給付奨学生は、誓約書（別紙様式５号）を提出しなければならない。

２　給付奨学生が未成年の場合、その親権者または後見人が、前項の誓約書に連署するものとする。

（給付奨学金の額）

第２２条　給付奨学金の額は、月額 60,000 円とする。

（給付奨学金の交付期間）

第２３条　給付奨学金を交付する期間は、次の各号のうち該当する学校の期間とする。

① 大学院の修士課程１年生から修了するまでの正規の最短修業年限。

② 大学の学部３年生から卒業までの正規の最短修業年限。
③ 高等専門学校の４年生から卒業までの正規の最短修業年限。
２ 前項に定める交付期間の中途から交付する場合は、残りの修業期間とする。

（給付奨学金の交付）
第２４条 給付奨学金は、原則として３ヶ月毎に本人に交付する。

（給付奨学金の休止）
第２５条 給付奨学生が、次の各号の１に該当すると認められたときは、給付奨学金の交付を休止、または給付奨学金の交付期間を短縮することがある。
① 休学または留年したとき。
② 第３０条に定める書類の提出を怠ったとき。

（給付奨学金の復活）
第２６条 前条の規定により、給付奨学金の交付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、給付奨学金の交付を復活することができる。ただし休止されたときから２年経過したときは、この限りでない。

（給付奨学金の打切）
第２７条 給付奨学生が、次の各号の１に該当すると認められたときは、給付奨学金の交付を打切ることがある。
① 傷病のために成業の見込みがないとき。
② 退学したとき、または在学学校で処分を受けたとき。
③ 第３１条に定める届出義務を怠ったとき。
④ 第２５条の休止期間が２年に達したとき。
⑤ 第２条第１項に定める奨学生の資格を失ったとき。

（奨学金の辞退）
第２８条 給付奨学生は、いつでも給付奨学金の辞退を申し出ることができる。

（奨学金受給確認書の提出）
第２９条 給付奨学生が、次の各号の１に該当するときは、奨学金受給確認書（別紙様式６号）を直ちに提出しなければならない。
① 卒業または修了、もしくは給付奨学金の交付期間が満了したとき。
② 退学したとき。
③ 給付奨学金の交付を打切られたとき。
④ 給付奨学金を辞退したとき。

第４章　奨学生等の届出義務

（学業成績表等の提出）

第３０条　奨学生は、毎学年末学業成績表を速やかに提出しなければならない。

２　その他に本会が必要とする書類を提出しなければならない。

（異動の届出）

第３１条　奨学生は、次の事項については、速やかに届出なければならない。

①　休学、留年、または退学したとき。

②　本人、連帯保証人、または学資負担者の身上、住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。

③　在学学校で処分を受けたとき。

（貸与奨学生であった者の届出）

第３２条　貸与奨学生であった者は、貸与奨学金の返還完了前に、本人、または連帯保証人の身上、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

（連帯保証人の変更）

第３３条　連帯保証人を変更しようとするとき、または連帯保証人が死亡その他により、保証能力を失ったときは、直ちに連帯保証人変更届を提出しなければならない。

新たな連帯保証人が適当でないときは、これを変更させることができる。

第５章　補　　則

第３４条　この規程の実施についての必要な事項は、別に定める。

付　　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。